

# ちば 市町村合併を 考えましょう

第4次改訂版



## 目次

市町村合併ってなんだろう？	1
市町村合併までの流れ	4
合併協議会で話し合しましょう	5
合併すると何かいいことがありますか？	7
市町村合併に対する主な特例措置	9
参考 千葉県の市町村	(裏表紙)

## 千葉県

# 市町村合併ってなんだろう？

## ● 市町村合併の意義

市町村合併とは、2つ以上の市町村が1つになって新しい市町村ができたり、ある市町村を他の市町村に編入したりすることで、効率的な行財政運営や広域的なまちづくりを行うことが可能となります。住民にもっとも身近な基礎自治体である市町村が、国や県から自立し、自らの判断と責任によって施策を企画・立案・実行していく分権社会にふさわしい基礎自治体づくりと言えます。

## ● 「平成の大合併」は終わったのでは？

「市町村の合併の特例に関する法律（旧合併特例法）」は平成17年3月末で失効し「平成の大合併」はひとつの節目を迎えましたが、同年4月から「市町村の合併の特例等に関する法律（新合併特例法）」が施行されました。この中で、自主的な市町村合併を推進することが必要と認められる市町村を対象として県が合併推進構想を定めることとなっています。

新合併特例法でも、様々な特例制度（支援措置など）が定められており、分権社会にふさわしい基礎自治体づくりである市町村合併について、引き続き、考えてみましょう

### 市町村数の移り変わり

千葉県内の市町村数は、「明治の大合併」、「昭和の大合併」を経て、明治21年の2,457市町村が昭和31年9月には105市町村となり、平成11年3月末現在で80市町村となりました。

旧合併特例法下での市町村合併の取組の結果、11件の合併が実現し、平成18年3月末には56市町村（36市17町3村）となりました。これは、全国で7番目に多い市町村数となります。

## 「千葉県市町村合併推進構想」の考え方と組合せ

県では、市町村の合併の特例等に関する法律（新合併特例法）に基づき、平成18年12月に「千葉県市町村合併推進構想」を策定しました。

この構想では、市町村合併を推進する大きな2本の柱をたてました。

## ● 分権型社会への転換のための市町村合併

真の分権型社会を実現するためには、地域の実情や特性を一番よく知っている市町村が、住民ニーズを敏感に感じ取り、地域に本当に必要な政策を立案し、実行しなければなりません。

そのために、市町村は、自ら質的転換を図り、自治能力を向上させ、併せて徹底した効率化により行財政基盤を強化することが必要です。

市町村合併には、行政コストを大きく削減する効果がありますが、単にコスト削減のためだけの手段ではありません。住民一人ひとりが、その地域に住むことに誇りを持てる豊かな自立した地域社会を、多様な主体と連携しながら創造していくことが大切です。

## ● 地域社会の課題克服、地域活性化等のための市町村合併

### ○人口減少・少子高齢社会への対応

国立社会保障・人口問題研究所の推計では、平成47年（2035年）には、本県の人口は550万人に減少し、生産年齢人口は、417万人から312万人へ105万人大幅に減少します。また、高齢者人口は、106万人から188万人へ、率にすると17.6%から34.2%へ大幅に増加します。

税収等の見通しが非常に厳しい中、地域の実情に合った福祉・保健・医療や人口減少に歯止めをかける施策展開が求められており、その展開力をつけるための有効な手段が市町村合併と考えられます。

### ○地域経済活性化、広域的課題への対応

分権時代は、市町村が創意工夫を凝らし、地域経済の活性化を競う時代です。市町村合併で、農業産出額や観光客入込数が県内上位となるなどのスケールメリットを活かし、地域経済活性化の効果的な展開が期待できます。

また、交通・通信手段の発達等により、住民の生活圏が行政圏を越えてますます拡大しています。生活圏に合わせて行政圏を見直すことにより、地域医療やごみ処理などの広域的な課題に対しても、地域の実情に合った効果的な施策を展開することが期待できます。

### ○徹底した効率化・財源の活用

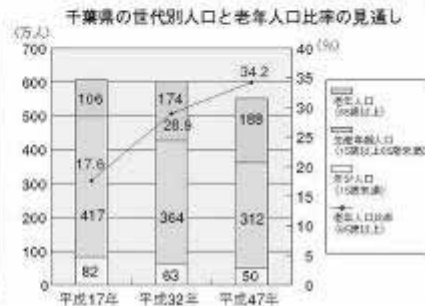
市町村合併により自立性や総合性が向上することで、国や県との二重行政、三重行政を解消し、スリムで効率的な体制を確立することができます。

また、管理部門を大幅に集約するなどの行財政の効率化により生み出された財源は、専門職員の確保などに充てることができ、住民サービスの維持・向上のために有効活用することができます。

## 将来人口と世代別人口の推移予測

区分	年	平成17年 (2005年)	平成32年 (2020年)	平成47年 (2035年)
総人口	全国	1億2,777万人	1億2,274万人	1億1,068万人
	千葉県	606万人	601万人	550万人
年少人口比率 (15歳未満)	全国	13.8%	10.8%	9.5%
	千葉県	13.6%	10.4%	9.1%
生産年齢人口比率 (15歳以上65歳未満)	全国	66.1%	60.0%	56.8%
	千葉県	68.9%	60.6%	56.8%
老年人口比率 (65歳以上)	全国	20.2%	29.2%	33.7%
	千葉県	17.6%	28.9%	34.2%

出典：国立社会保障・人口問題研究所  
『日本の総人口・高齢者・若年人口（平成19年6月推計）』



## これからの基礎自治体はどうあるべきなの？

構想では、これからの基礎自治体のあるべき姿を総合性・自立性・地域特性の3つのキーワードで示しました。

総合性	住民の生活に関するサービスやまちづくりを幅広く担うことができること。
自立性	十分な人材と財源を備え、政策を自ら企画・立案・実行していく、自己決定・自己責任の地域づくりができること。
地域特性	地域特性や財産を最大限活かし、地域の課題に対し、効果的な施策を展開できること。

## 構想対象市町村の組合せと更なるステップアップが望まれる地域

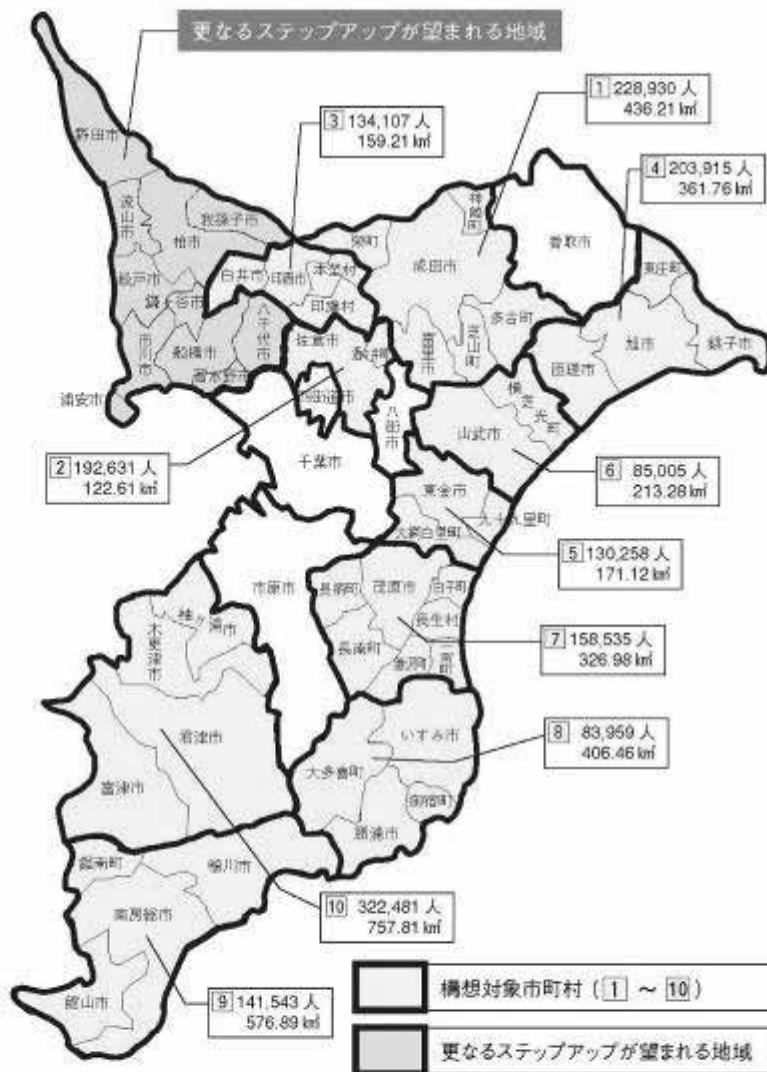
構想では、「基礎自治体のあるべき姿」や「県全体にとっての望ましい姿」を考慮し、10地域40市町村を自主的な合併を推進する必要がある市町村と考え、構想対象市町村として位置づけました。

また、東葛飾・葛南地域は、既に一定程度の自立性・総合性を備えていることから、「構想対象市町村」とは位置づけず、鉄道・道路網のつながりや住民の生活圏、合併効果などを十分踏まえた組合せの合併によって、政令指定都市への移行を目指すべき「更なるステップアップが望まれる地域」として位置づけました。

### 政令指定都市

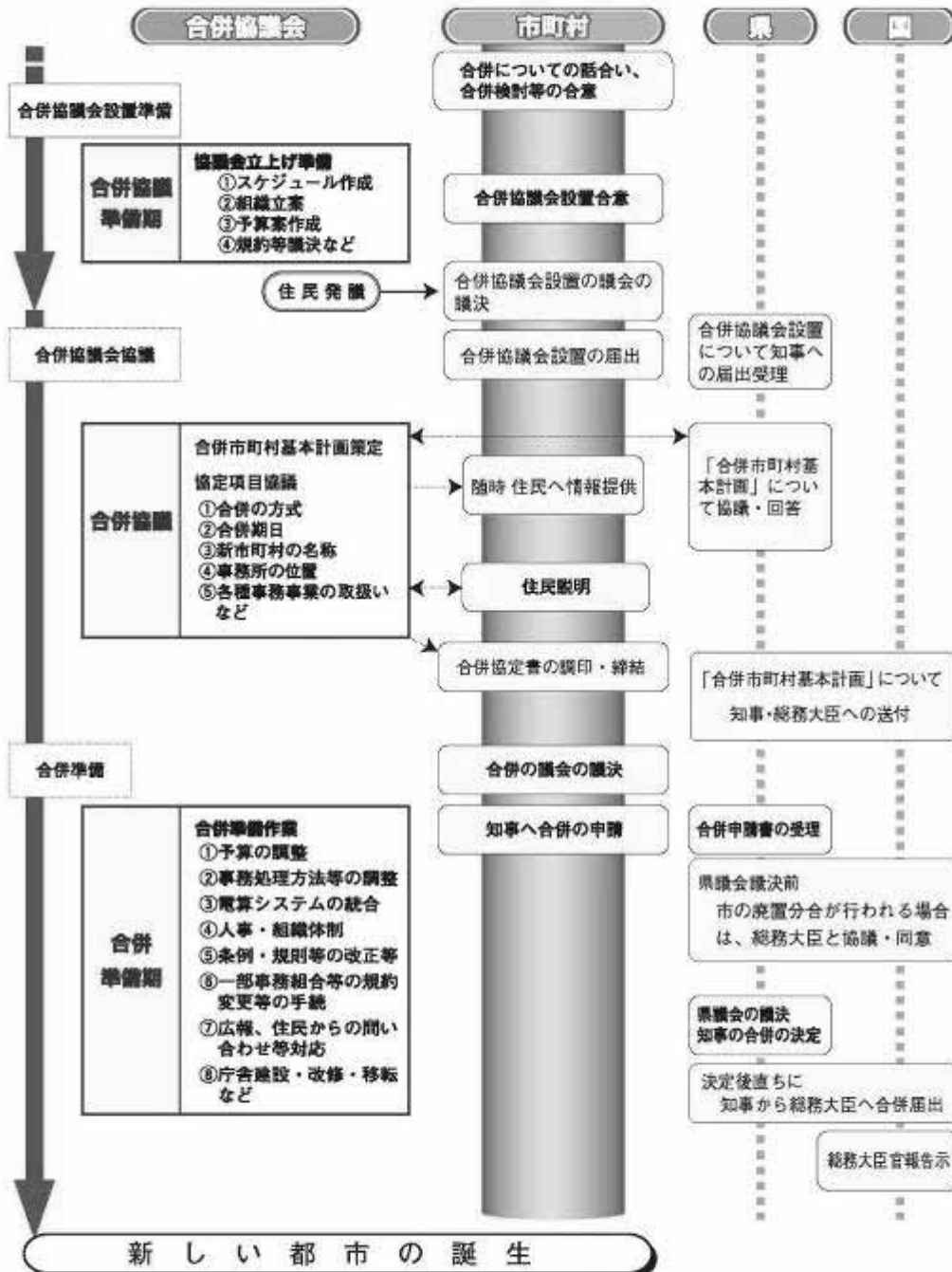
法令に基づき大都市にふさわしい権限と財源が県から移され、県の関与がほとんどなくなることで、市域のことは自らの判断で政策を企画・立案・実行できる現行法上最も自立した都市です。(概ね人口70万以上)

さいたま市、静岡市、堺市、新潟市、浜松市が合併をし、政令指定都市に移行したほか、全国各地で政令指定都市移行を視野に入れた検討が進められています。



構想対象市町村が、将来のあるべき姿を見据え、市民のためにどのような基礎自治体になっていくことが必要なのか、構想をもとに、主体的に協議を始めていくことが期待されます。

# 市町村合併までの流れ



※ 地域の実情や合併の枠組みによって、個別具体的に合併協議のスケジュールを立てる必要があります。

# 合併協議会で話し合ひましょう

合併特例法に基づく合併協議会の設置イコール合併ではありません。“合併を行うこと自体の可否も含め”、合併について判断材料をつくり、あらゆることを話し合う場です。

将来のまちづくり計画や財政計画、住民サービス、住民負担の水準等を話し合い、その内容を住民へ情報提供し、住民の意見を反映します。

## ● 将来のまちの姿となる合併市町村基本計画をつくりま

合併後、概ね10年の期間について、新しいまちづくりの基本方針や、施策を盛り込んだ「合併市町村基本計画」を作成します。

### 《合併市町村基本計画の例》

<b>I 序論</b>
1 合併の必要性
2 計画策定の方針
<b>II 市町村の概況</b>
<b>III 主要指標の見通し</b>
1 人口
2 世帯
<b>IV 新市町村建設の基本方針</b>
1 新市町村の将来像
2 新市町村の基本目標
3 新市町村建設の基本方針
4 土地利用等
5 地域別整備の方針
<b>V 新市町村の施策</b>
1 自然環境の保全と活用
2 都市基盤の整備
3 生活環境の整備
4 保健・医療と福祉の充実
5 教育・文化の充実
6 産業の振興
7 連携・交流の促進
8 開かれたまちづくりの推進
9 行財政運営の効率化
<b>VI 新市町村における県事業の推進</b>
<b>VII 公共施設の適正配置と整備</b>
<b>VIII 財政計画</b>

### 【新市町村の施策の例】

#### 防災対策の充実

消防緊急情報システムの整備

#### 公共交通の拡充

コミュニティバスの運行

#### 健康・福祉の充実

健康づくり支援センターの整備

#### 生涯学習の推進

図書館の整備

#### 駅周辺の整備

〇〇駅周辺まちづくりの推進

#### コミュニティの活性化

活動拠点としての公民館や集会所等の整備

## ● 合併のための協定項目を協議します

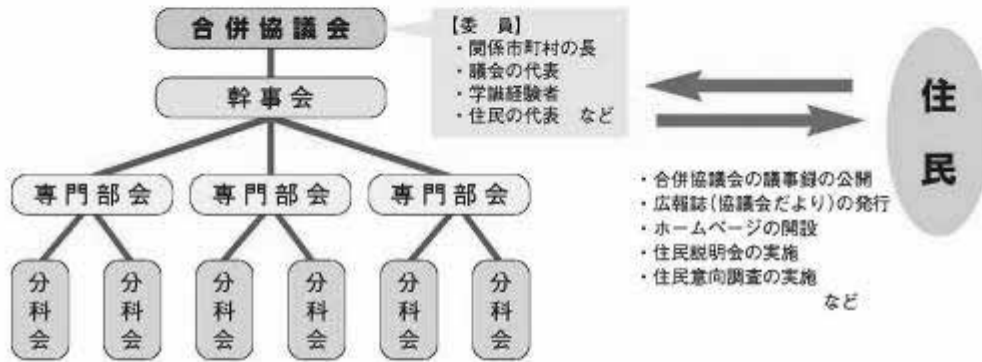
### 《主な協定項目》

基本項目	●合併の方式	●合併の期日	●新市町村の名称	●新市町村の事務所の位置
その他	●財産の取扱い	●議会の議員の定数及び任期の取扱い	●一般職員の身分の取扱い	●地方税の取扱い
	●特別職の身分の取扱い	●一部事務組合等の取扱い	●補助金、交付金等の取扱い	●使用料、手数料等の取扱い
	●条例、規則等の取扱い	●補助金、交付金等の取扱い	●国民健康保険事業の取扱い	●町名・字名の取扱い
	●公共的団体等の取扱い	●介護保険事業の取扱い	●各種事務事業の取扱い	など

● 住民に十分な情報提供を行いながら協議を進めていきます

合併協議会の委員に、住民代表が参加している事例も多く、協議内容は、広報誌や住民説明会などを通じて広く住民に提供されます。

市町村合併は、住民の日常生活や地域の将来に大きな影響を及ぼすため、市町村等からの情報をもとに住民のみなさんが自らの問題として考えていくことが大切です。



行政サービスや住民負担の調整

税金や福祉、教育文化などの住民負担や行政サービスは、市町村によって異なるものが多いため、合併協議会で調整を行います。

住民の生活に直接大きな影響を及ぼす問題なので、急激な変化を及ぼすことのないよう配慮し、サービスが向上するよう努める必要があります。

《行政サービス等の調整の例》

項目	A市	B町	調整方針
水道料金	一般家庭(口径13mm、20m) 3,500円	一般家庭(口径13mm、20m) 2,800円	合併時にB町の制度に統一する。
ごみ収集	可燃ごみ 週2回 不燃ごみ 週1回 粗大ごみ 個別申込 プラスチックごみ 週1回 資源(ア、B、C、D) 週1回	可燃ごみ 週2回 不燃ごみ 週2回 粗大ごみ 個別申込 資源 週1回	合併時にA市の制度に統一する。
保育所	【保育時間】 月～金曜 8:00～18:30 土曜 8:00～12:30	【保育時間】 月～金曜 7:00～19:00 土曜 7:00～13:00	合併時にB町の制度に統一する。 需要等を勘案し、一部施設について延長保育実施を検討する。
	【保育料】 最高月額 50,000円	【保育料】 最高月額 54,000円	合併時にA市の制度に統一する。

合併の方式には、2つの方法があります

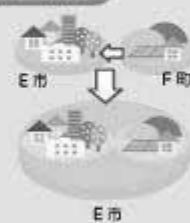
新設合併

- A市、B町、C市の法人格は消滅し、新たにD市が設置される。
- 首長、議会議員は全員失職し、新たに選挙で選出。(ただし、議員については引き続き在任できる特例又は定数郡の特例があります。)
- 旧市町村の条例・規則等は全て失効し、新D市が新たに制定。



編入合併

- 編入するE市の法人格は継続し、F町の法人格は消滅。
- 編入されるF町の首長、議会議員は全員失職。(ただし、議員については引き続き在任できる特例や定数郡の特例があります。)
- 編入するE市の条例・規則が適用される。(ただし、編入するE市で必要に応じて改正が予想されます。)





## 合併すると何かいいことありますか？

合併するだけで、地域の課題が解決できるものではありません。慣れ親しんだ市町村の名称、サービスや負担額が変わるなど、住民生活にも様々な影響があります。一方、合併により、市町村の専門性と総合性を高めながら、人件費などの経費を減らし、住民サービスの財源を増やせるなどの良い面もあります。

- 窓口、利用施設の増加など住民の利便性が向上します
- 専門部署の設置などにより、サービスが多様化・高度化されます
- 広域的視点に立ったまちづくりと施策が展開できます
- 議員や職員の減少など行財政の効率化が図られます
- 地域のイメージが向上します

### 【県内の合併市町の事例】

#### 旧役場庁舎に図書館が誕生しました。～野田市の例～

旧関宿町の役場庁舎は、窓口サービス部門はそのまま残り、総務課などがあったスペースは図書館に、議場は市民サークルの発表会などができる小ホールに生まれ変わりました。「図書館は旧関宿町にはなかった。以前は公民館の図書室でリクエストで本を取り寄せていたから便利になった。」などの声が寄せられています。

#### 子育て支援や健康づくりなどの専門部署が誕生しました。

～「町や村」から「市」になった例～

内部管理の課の数を減らし、地域の課題等に専門的に対応できるサービス体制ができました。



#### 公共施設を結ぶバス路線が誕生(拡大)しました。～野田市、旭市の例～

野田市では、旧関宿町内から市役所間や、交通不便地域にコミュニティバス路線が誕生し、平成16年1月の運行開始から、利用者はこのべ100万人を超えています。

また、旭市では、旧市町のコミュニティバスを旭中央病院に乗り入れ、乗り継ぎができるようになりました。

この他にも、成田市、柏市、匝瑛市、いすみ市などで、コミュニティバス路線が拡充されました。





### 手続きがスピードアップしました。～「町や村」から「市」になった例～

生活保護事務は、合併前は、一旦町村が受け付け、県が決定していましたが、合併後は、市が決定するので、手続きがスピードアップしました。

(合併前)①申請・受付(町)⇒②内容検討⇒③申請・受付(県)⇒④内容審査⇒⑤決定・サービス開始

(合併後)①申請・受付(市)⇒②内容審査⇒③決定・サービス開始

### 人件費が削減され、効率化が進んでいます。～野田市、鴨川市の例～

平成15年6月に合併した野田市、平成17年2月に合併した鴨川市などでは、特別職(市町村長、副市町村長など)や議会議員や職員が減り、人件費の削減が進んでいます。

	合併前年度の人件費		平成18年度の人件費	(削減額)
野田市	124.3億円	⇒	115.1億円	(▲9.2億円)
鴨川市	50.4億円	⇒	44.6億円	(▲5.8億円)

### 【心配なこともあるのですが…】

#### 役場が遠くなって、今よりも不便になるのでは？

合併する前の市役所や役場は、一般的に支所などとして残り、今までと同じように窓口サービスが受けられます。また、本庁、支所などの窓口が増加するので、住居や勤務先の近くなど、多くの窓口が利用可能になります。

#### 合併すると周辺地域はさびれてしまうのでは？

合併前に、地域の住民のみなさんのさまざまな意見を反映させながら、市町村間で合併後のまちづくりをどのように進めていくかを話し合います。それぞれの地域特性を活かしながら合併後の望ましい広域的なまちづくりの計画(「合併市町村基本計画」といいます)をつくるのが大切です。

また、合併前の地域ごとに地域自治区や地域審議会を設けて、地域の声を反映させている例もあります。

○地域自治区…香取市 ○地域審議会…旭市、南房総市、山武市、いすみ市

#### 今の地名や地域の文化はさびれてしまうのでは？

合併を機に、地域の歴史や文化、伝統を再発見し、魅力あるまちづくりに生かしていくこともできます。また、旧町名を字名として残している例もあります。

(合併前)	(合併後)
安房郡千倉町○○	南房総市千倉町○○
夷隅郡岬町○○	いすみ市岬町○○
山武郡松尾町○○	山武市松尾町○○ など



#### 合併により税金や公共料金の値上げなど住民負担が増えたり、サービスが低下したりするのでは？

合併協議において、基準単価等を参考にしたり受益者負担のあり方を検討した結果、保育料、国民健康保険料(税)、証明書発行手数料などが上がったり下がったりした例がありますが、合併効果を活かし負担を下けている例が多くあります。

また、合併相手の良い施策を新市全域で実施するなどにより、住民サービスの向上した例も多く出てきています。

例) ・乳幼児医療助成事業 ・福祉タクシー利用助成 ・高齢者住宅改修助成  
・中小企業向け融資制度 ・日曜(閉庁日)窓口の開設 など

# 市町村合併に対する主な特例措置

新合併特例法（平成22年3月末期限）では、自主的な市町村合併の取組を推進するため、様々な特例措置を設けています。

## ● 地方交付税の額の算定の特例

市町村は、合併することによって経費の節約が可能となるので、普通交付税の額は、合併前に比べて一般的には少なくなります。

そこで、普通交付税が急激に減少しないよう、合併年度及びこれに続く9ヵ年度（段階的に5ヵ年度に縮減）については、合併前の旧市町村ごとに算定される額の合算額を下回らないように算定される措置が講じられています。なお、その後の5ヵ年度については、段階的に縮減されます。



## ● 地方債措置の特例（合併推進債）

1. 対象事業 新合併特例法に基づく都道府県の構想に位置付けられた構想対象市町村及び合併市町村が行う事業に対して地方債を財源とすることができます。

- ・旧市町村相互間の道路・橋りょう・トンネル等（農道、林道等含む）
- ・電算システムの統合、地域イントラネット
- ・本庁舎等、消防防災施設
- ・火葬場、斎場
- ・保育所、子育て支援施設等
- ・その他特に必要と認められる事業

※既存の公共用施設を廃止して行う統合施設の建設等、市町村合併による行政コストの合理化効果の発現に繋がる事業についても対象とします。

2. 財政措置 充当率：90%、交付税算入率：40%とします。

※行政コストの合理化効果の発現に繋がるもの → 充当率：90%、交付税算入率：50%

## ● 議会議員の定数・在任に関する特例及び退職年金に関する特例

合併の方式（新設・編入）ごとに、地方自治法の原則を適用するか、合併関係市町村の協議により、新市町村の議会の議員の定数を一定期間増員するか（定数特例）、合併関係市町村の議員が新市町村の議会の議員として在任するか（在任特例）、いずれかを選択することができます。

なお、首長などの特別職には、こうした特例はありません。

	A市とB町が合併した場合	地方自治法による原則	合併特例法による特例	
			在任特例	定数特例
新設合併	A市 A市議員 ⇒C市 B町 B町議員	失職 合併後50日以内に選挙	2年を超えない範囲で、A市、B町の議員全員が引き続き在任	法定数の2倍以内で議員定数を設定し、50日以内に選挙
編入合併	A市 A市議員 ⇒A市 B町 B町議員	存続 議員定数が増加することになれば合併後、50日以内に増員選挙	B町の現行の議員がA市の議員の在任期間中在任	A市の定数×B町人口÷A市人口により得た定数（小数点以下四捨五入）をB町の区域を選挙区として増員選挙

合併関係市町村の議員のうち、合併がなければ退職年金の在任期間の要件（在職12年以上）を満たすこととなる場合は、要件を満たしていることとみなします。

## ● 地域審議会・地域自治区等

地域の実情に応じて旧市町村の区域ごとに地域審議会や地域自治区・合併特例区を設置することができます。これにより、地域の声を反映させたり、実情に応じた施策を展開することができます。

### 地域審議会

- ・旧市町村の区域に係る事務に関し合併市町村の長に意見を述べる。

### 地域自治区(合併時の特例)

- ・合併時の特例として、特別職の区長を設置可
- ・住所の表示に地域自治区の名称を冠するが、名称は自由。  
(例、A市a区、A市b町、A市c村、A市dなど)
- ・法人格なし

### 合併特例区(特別地方公共団体)

- ・規約で定める一定の事務を処理する特別地方公共団体。
- ・合併特例区の長を設置。(合併市町村の副市長及び支所出張所の長と兼務可能)
- ・住所の表示に合併特例区の名称を冠するが、名称は自由。  
(例、A市a区、A市b町、A市c村、A市dなど)
- ・法人格あり

## ● 市となる要件の特例

平成22年3月31日までの間に限り、次表に掲げる合併は、地方自治法の要件を満たさなくても市となることができるとする特例が設けられています。

地方自治法の要件		人口要件	中心市街地戸数割合	都市的集積促進率割合	条例で定める要件
新設	市の全域+他の市町村	5万人以上	6割以上	6割以上	どの要件も満たさなくてよい
合併	上の場合以外の場合	3万人			満たさなくてよい
編入	市が他の市町村を編入する場合		編入する市が存続するので、要件は考慮されない		
合併	町村が他の市町村を編入する場合	3万人			満たさなくてよい

## ● 地方税に関する特例

合併後直ちに、合併した市町村の全域にわたって均一の課税をすることがかえって住民負担の公平を欠くと認められる場合には、合併をした年度とそれに続く5か年度に限り、課税をしないこと又は不均一課税をすることができます。

## 県の支援策(新・新しいまちづくり支援プランの概要)

県では、本構想で示した組合せの合併を実現するため、「新・新しいまちづくり支援プラン」を策定(平成19年2月1日)し、県内市町村の新たな市町村合併の取組を全庁をあげて支援します。

### ○支援対象市町村

- 本構想に位置づけた「構想対象市町村」及びこれにより平成22年3月までに合併した新市  
※市町村合併推進アドバイザーの派遣、広報・啓発による支援は全市町村を対象とします。

### ○市町村合併の取組への支援

- ①市町村合併支援補助金(対象経費の1/2以内、2か年度で1000万円を限度に合併協議会へ補助)
- ②市町村振興資金の無利子貸付(市町村が行う合併準備に要する事業に対し、無利子の資金貸付)
- ③合併協議会等に対する人的支援(委員としての参画や事務局への職員派遣 など)
- ④市町村合併推進アドバイザーの派遣(研修会等への講師派遣やあっせん)

#### ・新合併特例法に基づく勧告等

##### 1 合併協議会設置の勧告、合併協議推進勧告

地域の主体性を尊重する観点から、勧告の実施は慎重に対処することとします。

しかし、地域の状況を踏まえ、また、地域からの要請があるなど、特に必要と認める場合には、制度の活用を検討します。

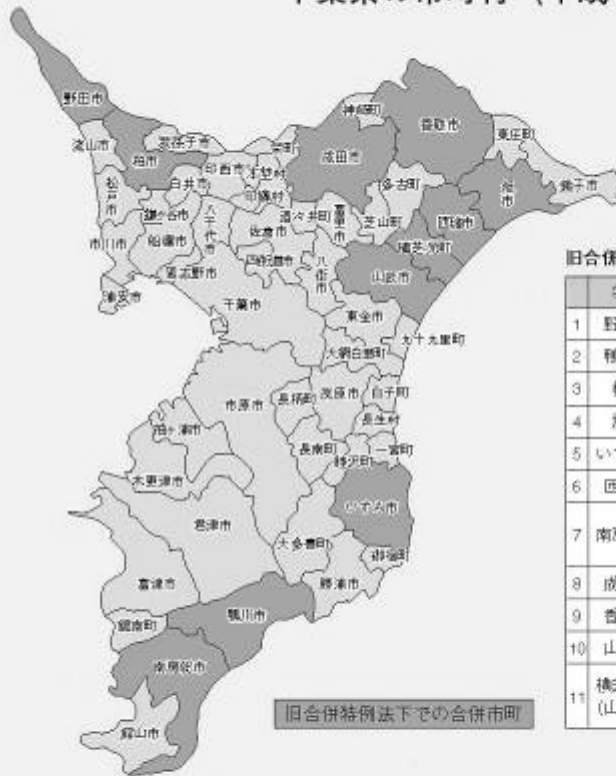
##### 2 合併協議会に係るあっせん及び関係

合併協議会がこの仕組みを活用できるよう、制度の周知を図るとともに、合併協議会から申請があった場合速やかに対応できるよう体制を整えます。

### ○合併市に対する支援

- ①新市スタートアップ支援(県職員又は支援チームを県負担(原則1/2)で派遣 など)
- ②人材育成への支援(新市職員の実務研修の優先受入 など)
- ③ふさのくに合併支援交付金(合併関係市町村数に応じ2.5~5億円を3年間で交付)
- ④市町村補助事業の優先採択、県事業の重点的な実施、県費補助施設の他用途転用に当たっての配慮 など

## 千葉県各市町村（平成18年3月）



旧合併特例法下での合併市町（11市町）

名称	合併期日	合併関係市町村名
1 野田市	平成15年6月6日	野田市・関宿町
2 鴨川市	平成17年2月11日	鴨川市・天津小湊町
3 柏市	平成17年3月28日	柏市・沼南町
4 旭市	平成17年7月1日	旭市・海上町・新宮町・千湯町
5 いすみ市	平成17年12月5日	夷隅町・大原町・御所町
6 匝埴市	平成18年1月23日	八日市場市・野栄町
7 南房総市	平成18年3月20日	富浦町・富山町・三芳村・白浜町・千倉町・丸山町・和田町
8 成田市	平成18年3月27日	成田市・下総町・大栄町
9 香取市	平成18年3月27日	佐原市・山田町・栗原町・小見川町
10 山武市	平成18年3月27日	成東町・山武町・蓮沼村・松尾町
11 横芝光町 (山武郡)	平成18年3月27日	横芝町・光町

## 「市町村数の変遷」

年月	千葉県			全国	備 考	
	市	町	村			
明治21年	—	66	2,391	2,457	71,314	
明治22年	—	43	315	358	15,859	市制町村制施行（明治22年4月1日）
昭和22年	7	81	226	314	10,505	地方自治法施行（昭和22年5月3日）
昭和28年10月	10	76	198	284	8,868	町村合併促進法施行（昭和28年10月1日）
昭和31年9月	17	71	17	105	3,975	町村合併促進法失効（昭和31年9月30日）
昭和40年4月	19	65	10	94	3,392	旧合併特例法施行（昭和40年3月29日）
昭和60年4月	28	47	5	80	3,253	旧合併特例法一部改正（昭和60年4月1日）
平成11年7月	31	44	5	80		旧合併特例法一部改正（平成11年7月16日）
平成15年6月6日	33	41	5	79	3,185	野田市と関宿町が合併
平成17年2月11日	33	40	5	78		鴨川市と天津小湊町が合併
平成17年3月28日	33	39	5	77		柏市と沼南町が合併
平成17年3月31日	33	39	5	77	2,521	旧合併特例法失効
平成17年7月1日	33	36	5	74		旭市・海上町・新宮町・千湯町が合併
平成17年12月5日	34	33	5	72		夷隅町・大原町・御所町が合併
平成18年1月23日	34	32	5	71		八日市場市と野栄町が合併
平成18年3月20日	35	26	4	65		富浦町・富山町・三芳村・白浜町・千倉町・丸山町・和田町が合併
平成18年3月27日	36	17	3	56	1,821	①成田市・下総町・大栄町 ②佐原市・山田町・栗原町・小見川町 ③成東町・山武町・蓮沼村・松尾町 ④横芝町・光町 の4地域で合併
平成20年11月1日	36	17	3	56	1,785	※総務大臣告示済み

資料 千葉県市町村合併史等を基に千葉県作成

### 千葉県ホームページ

[http://www.pref.chiba.lg.jp/syozoku/a\\_shichou/kouiki/gappei.html](http://www.pref.chiba.lg.jp/syozoku/a_shichou/kouiki/gappei.html)

### 総務省ホームページ

<http://www.soumu.go.jp/gappei/index.html>

千葉県総務部市町村課市町村合併支援室 / TEL 043-223-2147